## 尾鷲総合病院煤煙測定、作業環境測定業務 仕様書

令和6年6月

尾鷲総合病院

明示項目	明示項目の詳細	明示事項
共通	1 目的	ア 本事業は、尾鷲総合病院の煤煙測定及び作業環境の測定・分析を目的に行うものである。 また、事業遂行にあたっては、大気汚染防止法、特定化学物質障害予防規則、有機 溶剤中毒予防規則に関する法律等に準拠し行うものとする。
	2 適用基準等	ア 大気汚染防止法 イ 労働安全衛生法 ウ 特定化学物質障害予防規則 エ 有機溶剤中毒予防規則 オ その他関係通知等 カ その他指示するもの
	3 施行方針 適用範囲	ア 本事業の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備すること ただし、本病院及び受注者とも事前に予知できない事項についてはこの限りでない。 受注者は、本仕様書、設計書、図面について事業施行中に不備や疑義が生じた場合は、本病院と十分協議のうえ遺漏のないよう事業を行うこと。
	4 履行期間	ア 契約の日から令和7年3月20日
	5 履行内容	ア
		測定方法  ・ダスト濃度 JISZ8808  ・硫黄酸化物濃度 JISK0103  ・窒素酸化物濃度 JISK0104

明示項目		明示項目の詳細		明 示 事 項
共通			7	作業環境測定 作業環境測定は、年2回(時期打ち合わせによる)行い次の項目について測定する。 ・新棟2階中央材料室滅菌室内において、エチレンオキシド測定作業を行う。 測定ポイントは、A測定5点、B測定1点とする。 ・付属棟2階病理組織検査室内において、キシレン、アセトン測定、測定ポイントは、A測定5点、B測定1点とする。 同室内においてホルムアルデヒド測定作業を行う、測定ポイントは、A測定5点、B測定1点とする。
				<ul> <li>測定方法</li> <li>・試料採取方法: エチレンオキシド 検知管方式 ホルムアルデヒド 個体捕集法 キシレン、アセトン 個体捕集法</li> <li>・分析方法: エチレンオキシド 検知管法 ホルムアルデヒド 高速液体クロマトグラフ法 キシレン、アセトン ガスクロマトグラフ法</li> </ul>
	6	提出書類	ア	受注者は、事業の完了にあたって、以下の書類を提出するものとする。 1. 完了時 (1) 完了報告書 (2) その他
	7	成果品の提出	ア	受注者は、本事業完了に際して、測定結果報告書を詳細に明記するとともに、その他必要な書類を添付しその都度提出するものとする。 煤煙測定結果報告書… 2部提出 作業環境測定結果報告書(エチレンオキシド、ホルムアルデヒド、キシレン、アセトン) …・2部提出
	8	労働災害の防止	ア	事業中の危険防止対策を十分に行い、また、作業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。現場の作業使用面積、最小限の範囲とし、事業完了後において現況復旧すること。また、現場内は常に整理整頓を励行し、災害、盗難などの事故防止に努めること。
	9	事業経費の負担	アイ	事業にかかる電力、用水等は病院の承諾を得て、指定する箇所から分岐し使用するものとする。 事業上必要な消耗性部品・薬品・油脂類・ウエス・工具・試験機器等は全て受注者負担と する。

明示事項	明示項目の詳細			明示事項			
共通	10	支払いについて	ア	請求書受領後、30日以内に支払うこととする。			
	11	暴力団等不当介入に関す る内容	ア	尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。			
				(1)受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。			
				(2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。			
				(3)受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。			

明示事項		明示項目の詳細		明示事項	
設備の明細	1	冷温水発生機 (煤煙測定)	ア	新棟 荏原製作所製 RAD-A025 ×2基	
	2	作業環境測定	ア	新棟 2階中央材料室内 図面参照	
			イ	附属棟 2階病理組織検査室内 図面参照	